



消防庁

Fire and Disaster Management Agency



予防業務 優良事例 表彰

消防庁

Fire and Disaster Management Agency

令和4年6月



予防業務優良事例表彰の概要

目的

消防庁長官が、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。以下同じ。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて、当該取組を実施する消防本部を表彰し、予防部門のモチベーション向上を図るとともに、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し、消防本部の業務改善に資することを目的とする。

対象

令和3年1月1日（金）から令和3年12月31日（金）までの間に各消防本部で力を入れた予防業務の取組を中心に、他団体の模範となる優れた事例について募集した。右は応募の際の参考のために便宜上設けた区分である。

- I 予防業務の実効性向上に関する取組
- II 予防業務の高度化・専門化に関する取組
- III 予防業務の効率化に資する取組
- IV 予防業務に係る他団体との連携に関する取組
- V 予防業務に係る人材育成に資する取組
- VI 予防業務に係る広報活動に関する取組
- VII 予防業務のデジタル化に関する取組
- VIII その他予防業務の改善に資する取組

審査

令和4年3月10日（木）に予防業務優良事例表彰選考会議（委員長：小林恭一 東京理科大学研究推進機構総合研究院教授）を開催し、46団体の応募事例の中から、受賞団体を決定した。

選考会議 委員紹介

委員長

小林 恭一 東京理科大学研究推進機構総合研究院教授

委員

重川 希志依 常葉大学大学院環境防災研究科教授

関澤 愛 東京理科大学研究推進機構総合研究院教授

吉田 敏治 全国消防長会事務総長

小宮 大一郎 消防庁次長

鈴木 康幸 消防大学校消防研究センター所長

目次

【消防庁長官賞】5団体

熊本市消防局	中心市街地における避難施設特別検査	01
神戸市消防局	キャッシュレス決済導入等による行政手続のオンライン化に関する課題解決と利用促進に向けた普及方策	03
名古屋市消防局	複数アーケード商店街を中心とする木造建物密集地域の小規模飲食店等に対する防火指導について	05
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	アドバイザー制度を充実化、栃木県内の消防本部と連携を強化し、不防火火災件数ゼロを達成！	07
横浜市消防局	コロナに負けるな!! ～ コロナ禍における新たな予防広報の推進について ～	09

【優秀賞】10団体

大津市消防局	自主防火管理体制の強化	11
岡崎市消防本部	「スマートでスリムな行政運営の確立」へ向けて	13
岡山市消防局	点検にシフトした住宅用火災警報器の取組事例 ～ 11月10日はイイテンケンの日 音から始まる避難 ～	15
春日井市消防本部	声で伝える予防情報誌「予Voice」	17
鹿沼市消防本部	～ リアル4刀流 ～ 防火啓発、社会福祉、地域防災力向上、女性の社会進出	19
泉州南広域消防本部	次の10年を見据えた予防業務将来計画 ～ 予防要員育成のために ～	21
仙台市消防局	インスタレーション×火災予防 ～ 春の防火防災ラボ ～	23
東京消防庁	ウェブ会議システムを活用した 複数企業とのリモート自衛消防訓練指導	25
富山市消防局	福祉部局と連携した 違反対象物の早期是正指導の取組	27
東根市消防本部	本当の火災と対峙するために ～ 「劇場型」から「ブラインド型」へ ～	29

（参考）応募団体：46団体 受賞団体：15団体

※ 50音順により記載



中心市街地における避難施設特別検査



熊本県 熊本市消防局

事例類型 I 実効性向上 / III 効率化 / V 人材育成

取組期間 令和3年11月から

背景

令和3年で、平成13年に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災から20年が経過する。多くの利用者が亡くなった新宿区歌舞伎町ビルのような特定一階段等防火対象物における避難施設、特に階段部分は、火災の際、避難経路になるだけでなく、当該部分で火災が発生した場合は、建物内に煙が充満し利用者の生命に直接の被害が発生するおそれもある。消防には、潜在化している火災危険性を効率的に覚知し、速やかに火災危険性を排除することが絶えず求められている。

このような中、熊本市消防局の管内情勢を見ると、特定一階段等防火対象物の大部分は中心市街地を管轄する消防署管内に集中しており、管轄消防署の職員だけで立入検査を実施することは難しい状況であった。

また、新型コロナウイルス感染症が収束する見通しも立たない中で、今までのような立入検査を実施できない状況もあり、どのように利用者の安全を確保していくかという課題も挙げられていた。

そこで、次の4点に重点を置き、中心市街地の特定一階段等防火対象物を対象に特別検査を実施することとした。

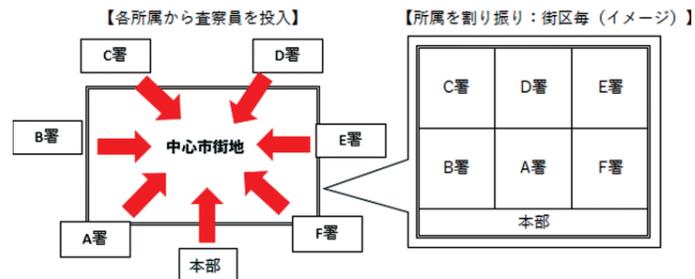
- ① 管轄にかかわらず査察員を中心市街地に集中させることで組織として最大限の予防力を投入すること。
- ② 特に重要な部分である避難施設に特化した検査を行うことで、効率的に利用者の命に直結する火災危険性を排除すること。
- ③ 事前研修や検証会の実施により組織の人材育成にも寄与するようにすること。
- ④ 査察タブレット (ICT 機器) も活用しながら検査の効率化を図ること。

内容

1 査察員の集中

特別検査の対象となる防火対象物は221件あったことから、本部をはじめ、管轄の垣根を超えて全ての消防署の予防専従職員を査察員として活用した。検査を担当する防火対象物については、街区毎に各所属を割りあてることとした。

これにより、中心市街地に多くの査察員を投入することが可能となったほか、各所属の査察員は、近距離(街区内)にある防火対象物に対し、効率的に立入検査を行うことが可能となった。



2 検査項目の選定

新型コロナウイルス感染症が収束する見通しも立たない中、極力感染拡大防止に努めながら効率的に検査を行う必要があった。そこで、最も重要であると考えられる避難施設(階段、廊下等)に重点を置き検査を実施することとした。

具体的には、階段、廊下、避難口、防火戸付近に火災の予防に危険又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件が存置されていないかを確認し、物件が存置されている場合は、消防法第5条の3の規定に基づく命令を行うことなどにより、直ちに除去を行わせることとした。

3 査察員の教養(消防法第5条の3研修の実施)

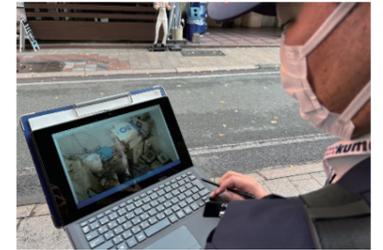
特別検査で中心市街地に出向予定の職員を対象に、消防法第5条の3(消防吏員の物件除去命令)について研修を2日間実施した。当該研修では、命令要件の説明のほか、是正指導及び命令発動要領についてシミュレーションを実施するなどして特別検査に備えた。



4 査察タブレット (ICT 機器) の活用

熊本市消防局では、令和2年度から査察タブレットを各消防署、出張所に配備している。今回の特別検査では、これらのICT機器も活用することとした。外部からでも防火対象物管理システムを直接操作し更新できるメリットを活かし、検査結果を現場で入力することができるほか、事前に確認した関係者連絡先一覧表を共有フォルダに格納することで関係者への連絡をスムーズに行えるようにした。

また、査察タブレットで撮影した画像を庁舎や他の査察タブレットで閲覧することで、違反や物件の存置があった場合は速やかに情報の共有を図り、本部からの応援などがスムーズに行えるようにした。



5 検証会の実施

特別検査終了後に、職員の教養を深めることを目的とした検証会を実施した。

命令要件に該当する物件の存置が18件認められており、事案の概要や是正までの指導状況等について意見交換を行い、経験を共有するとともに、今後の職員研修や啓発に活かすことができるよう検証を行った。



成果

今回の特別検査対象である221件の特定一階段等防火対象物に対し、実施期間内(実質10日間程度)に全て検査を行うことができ、避難施設の現状と課題を把握することができた。

命令要件に該当する物件の存置等については、18件確認したが、各査察員の指導により命令発動前に全て是正された。この是正事例の中には、物件の存置状況を査察タブレットで撮影・共有し、査察員と本部の職員で履行期限の確認や応援体制の確認、命令の事前準備を進めたものもあったことから、改めてICT機器の有効性を確認することもできた。

また、組織における人材育成という点では、組織をあげて中心市街地に査察員を集中的に投入したこと、「事前研修→実践→検証会」という一連の流れの中で特別検査を実施したことにより、管轄職員以外の職員についても中心市街地で立入検査を行い、是正指導により火災危険を排除したという経験を積むことができた。

特記事項

特別検査実施後、建物所有者や管理会社からは、「テナント関係者に注意しても物が置かれるケースもあり、消防から指導してもらってよかった。」との声もいただいた。今後も利用者の更なる安全確保のために、効果的・効率的な立入検査のあり方を模索していきたい。

★ 選考委員のコメント

特定一階段等防火対象物の特別検査を実施するにあたり、避難施設に特化した検査を行うことで効率的、集中的な検査を実施し、現場での査察・指導効果をあげるとともに、組織の人材育成にも寄与するという先進的な事例である。



キャッシュレス決済導入等による行政手続のオンライン化に関する課題解決と利用促進に向けた普及方策



兵庫県 神戸市消防局

事例類型 I 実効性向上 / III 効率化 / VI 広報活動 / VII デジタル化

取組期間 令和3年1月から

背景

コロナ禍において予断を許さない状況が続く中、新型コロナウイルス感染症対策だけでなく市民サービス向上や職員の業務改革の観点も含めて行政手続のオンライン化が注目されており、神戸市としても「行政手続のスマート化」の取組を進めているところである。

当消防局においては、令和2年4月から火災予防条例に基づく自衛消防訓練届出書の電子申請受付を開始して以降、令和2年度には1,235件が電子申請で届出されるなど実績もあがりつつある。

本事例では、令和3年1月から実施している電子申請の更なる拡充の取組(特に手数料が発生する申請のオンライン化)と、電子申請利用率向上のための取組を紹介する。

内容

1 電子申請を拡充していく上で生じた課題と解決策

(1) 手数料が発生する許認可申請等へのキャッシュレス決済の導入

危険物関係等の許認可申請には手数料が発生するものがあり、これらの手続に電子申請を導入するためには、手数料領収を窓口で行わない方法を確立する必要があった。そこで、オンラインで手数料を支払う方法としてクレジットカードを使用したキャッシュレス決済を導入した。

クレジットカード決済には読取端末にカードを差し込んで支払う方法などもあるが、この方法では各消防署にハード整備が必要となるほか、結局窓口で実施することになるため、オンラインで支払いを完了させる方法として、メールリンクシステムを導入した。

この方法では、職員がシステムに請求金額等の情報を入力するとシステムからメールが發送され、それを受け取った申請者はメールに記載されているURLから決済画面に遷移し、クレジットカード情報を入力して決済を行うことができる。なお、この決済システムは読取端末等のハード整備が必要ないこともあり、低額の費用で導入・運用が可能であった。

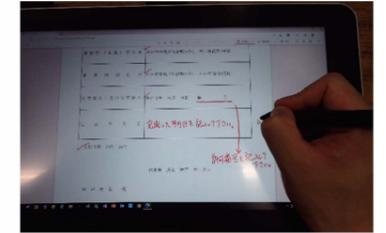


(2) 電子申請受付後の電子データによる審査

電子申請は受け付ければ完了ではなく、その後の形式要件のチェックや審査といった後続事務が発生する。電子申請で受け付けたものは当然電子データであり、これを紙で出力しては行政側の印刷費が必要となるほか、ペーパーレス化にもならないが、一方で、従来の紙で行っていた審査方法(審査に関する指摘事項や法律

の参照部分のメモ書き等)を電子申請でも同様に行いたいという審査担当職員からの要望もあった。

この課題に対応するため、他業界のデジタル化について調査したところ、イラスト制作等に使用するための液晶ペンタブレットを、デジタル描画だけでなく学校のリモート授業等で活用している事例を把握したため、審査担当職員に配置した。その結果、紙同様に電子データにコメントやチェックを容易に書き込むことができようになり、審査のためにわざわざ電子データを紙で印刷する必要がなくなった。



2 電子申請の利用を促進するための方策

電子申請システムを導入しても、施策としての効果は利用されなければ生み出せない。そのため、立入検査や窓口でのリーフレット配布やホームページでの案内掲載のほか、来庁者テーブルへの電子申請URLのQRコード掲示、関係団体向け説明会の実施及び関係機関誌への掲載を実施した。また、郵送指導の際などにリーフレットを同封し、違反是正を促進する手段としても電子申請を活用した。

さらに、管内には区役所や市営住宅、学校、保育園など市の所有・管理する防火対象物も相当数あることから、市デジタル担当部局と連名で、庁内に対して各部局や指定管理者等からの届出について電子申請を積極的に活用するよう促すことで、消防計画作成(変更)届出書や消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書などの利用数の増加が認められた。

防火管理関係や法定点検、訓練など同じ者が繰り返し行う届出等については、一度利用してもらうことができれば、継続して利用されることが期待できる。



始まっています。電子申請

神戸市消防局 電子申請 QRコードと説明書

成果

- キャッシュレス決済の導入により、東京都などの県外から申請する事業所が出張せずに申請できるようになり、大変便利になったとの評価を頂いている。また、職員の現金取扱リスクが軽減され、現金入金に伴う業務時間も含めると、手数料関係の事務処理時間が概ね10分の1程度に短縮できた。
- 液晶ペンタブレットの導入では、電子データのまま審査ができるようになったため、ペーパーレス化はもちろん、申請から審査、決裁、保存まで一度も紙に出力することなく処理できるようになり、テレワークでも受付から決裁まで完結できるようになった。
- 様々な方法で利用促進を図った結果、令和3年中において、消防用設備等点検結果報告書585件など計2,900件を超える申請・届出等が電子申請で行われた。また、自衛消防訓練届出書は29.9%、火災類輸入届は65.8%など電子申請率も順調に増加した。

特記事項

● 今後の課題・展望

- ・ キャッシュレス決済導入後も現金で手数料を納付する事業者にはアリアリしたところ、法人カードを所持していないことが理由のひとつであることがわかった。今後はキャッシュレス決済手段を拡充し、令和4年当初からオンラインバンキングや銀行ATM、コンビニ支払、電子マネー等での手数料支払いが可能となるよう取組を進めている。
 - ・ 許可等の行政処分を求めている申請については紙で許可書を発行している状況であり完全なオンライン化には至っていない。現在、電子署名等の活用による行政処分通知のオンライン化についても導入を検討している。
- なお、以上の施策については、国において関連法制の整備が進んでおり導入しやすい環境が整備されつつある。当消防局においては今後も電子申請等を手段として、市民サービスの向上、職員の業務改革を進めていく。

★ 選考委員のコメント

申請手続のオンライン化を進めるため、円滑な審査事務に資する液晶ペンタブレットの導入、簡便な手数料の支払いが可能な決済システムの導入、申請者向けQRコードの掲示など、他の消防本部の参考になる取組である。



複数アーケード商店街を 中心とする木造建物密集地域の 小規模飲食店等に対する 防火指導について



愛知県 名古屋市消防局

事例類型 I 実効性向上 / IV 他団体との連携

取組期間 令和3年10月から令和3年12月まで

背景

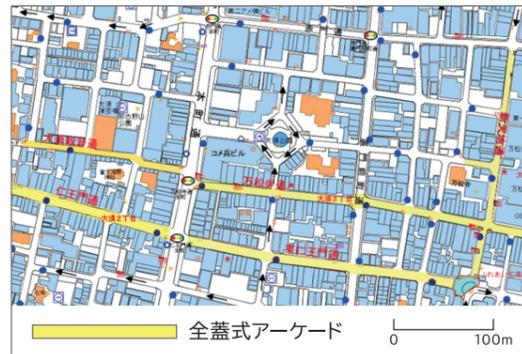
大須商店街は名古屋市を代表する商店街で、8つのアーケード商店街が回廊型に配置されており、内5つのアーケード商店街は全蓋式となっている。飲食店、衣料品店及び物販店等を合わせると約1,200店舗が存在するほか、大須観音を始めとして、多数の神社仏閣、演芸場等の様々な施設が存在しており、その混沌さが大きな魅力となっているが、アーケードや細い路地が連なる当該地域は、消防車両の通行や消火活動の困難性が高く、さらに、古くからの木造家屋が密集していることから、延焼拡大危険が非常に高い地域でもある。

過去には、小規模飲食店等から出火し、近隣の8対象物に延焼拡大した火災が発生しており、店舗関係者にも「火事は怖い」という抽象的な意識はあるものの、具体的な対応方法の知識は持ち合わせていないのが現状であった。

加えて、店舗の入れ替わりが激しいため、防火対象物使用開始届の忘失等も多く、用途変更に伴う消防用設備等の未設置など重大違反となるおそれもあり、未把握対象物への防火指導についても課題の一つとなっていた。

また、このような地域特性から、商店街全体での防火意識の向上・防火対策の実施が求められることとなるため、いかにして商店街全体の機運を高めるかも大きな課題となっていた。

【大須商店街 アーケード周辺図】



内容

1 防火アドバイスの実施

大須商店街に存する小規模飲食店等の関係者を対象に、日常の防火知識及び適切な消火器による初期消火方法(以下「防火アドバイス」という。)を普及強化することとした。

対象とする小規模飲食店等は、自動火災報知設備又はスプリンクラー設備が設置されていない店舗とし、選定にあたっては取りこぼしのないよう、大須地区を管轄する保健センターから営業許可データを取り寄せ、約200対象物を抽出した。

防火アドバイスの実施に際しては、相手方の抵抗感を和らげ協力を得られ易いよう、大須商店街に存する8つの振興組合と連携し各店舗に対する事前のお知らせを行った。

防火アドバイスの指導にあたっては、次の5点を重点項目とした。

(1) 消火器を実際に使用しての使用の確認

初期消火の際に適切に消火器を使えるよう訪問時には訓練用水消火器を持参し、関係者に“実際に消火器を操作”していただき、必要に応じて操作方法の指導を行った。

(2) ちゅう房の防火対策の“見える化”

てんぷら油火災や低温着火について説明するとともに、日頃の点検事項をまとめたリーフレットを戸別配布し、日常の防火対策の留意点を「見える化」した。



(3) 大須商店街の火災危険度の共有

過去に大須商店街において発生した火災が場合によっては「糸魚川の大火」と同様の被害となっていたおそれもあることなどをリーフレットにまとめ、大須商店街の各店舗は運命共同体であること、大須のまちを守るためには一人ひとりの防火意識・防火対策が重要であることについて、商店街全体の認識となるよう具体的な事例を示しながら説教を行った。

(4) エアゾール式消火スプレースの配布

消火器の設置・操作の指導のほか、消火器をコンロ高まで持ち上げ操作することが困難な高齢の関係者等、希望者に対して、エアゾール式の消火スプレーを配布した。

(5) 火災危険度のトリアージ判定

防火アドバイス報告書により、店舗ごとの火災危険度トリアージを実施した。今後、当該トリアージ結果に基づき危険度の高い小規模飲食店等から、法令違反の有無に関わらず立入検査を実施していく。



【過去に大須商店街で発生した火災等をまとめたリーフレット】

2 合同訓練の実施

商店街全体を挙げての取組を内外に示すため、8つの商店街振興組合の連合体である大須商店街連盟及び大須消防団とともに消防訓練を実施した。

この消防訓練は、天ぷら油火災を水で消火した場合の爆発的燃焼や、燃焼させた物品を実際に消火器で消火するなど、実践的で記憶に残る内容となることに留意した。



防火アドバイス報告書(事業所番号)		台帳なし		実施日: 令和3年 月 日	
商店街名称	万松寺・新天地・東に王・仁王門・観音通・門前町・本通・赤門通り・その他	用途	建物全体() 調査部分()	実施者:	
店舗名		店舗住所(事業所名称)	大須二・三丁目 番 号() (ビル)	住 所:	
店舗関係者情報		会社名(または個人名):		電話:	
		緊急時連絡先:	(役職:) (氏名:)	メール:	
		↑消防署からのお知らせを添ってのメールアドレス			
営業状態	<input type="checkbox"/> 営業中 <input type="checkbox"/> 休業中() 日まで <input type="checkbox"/> 閉店() 休業() 閉店() 休業()	注: 取り壊し済みの場合は以下の記入は不要です。			
		イートイン: <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し ※4項と判定した場合のみ記入			
R4の計画査察	※消火器操作の上手下手にかかわらず、火災発生時の人命危険・延焼危険等を考慮して総合的に判断してください。(主観のみ)				
	必要	5	4	3	2
				1	不要
	※5・4で判断した場合、その理由を「特記事項・指導内容等」欄に記載する。				

【防火アドバイス報告書(抜粋)】

成果

1 小規模飲食店等の関係者の防火意識向上

アドバイスを受けた関係者からは、「火事を起こさないための日常的な注意点を知ることができた。」「消火器の操作方法を丁寧に教えてもらったので、万が一火災が発生したときも使用できると思う。」「消火器は重くて使いこなす自信がなかったが、消火スプレーなら使うことができそう。」など好意的なご意見をいただくことができた。

2 大須商店街全体での防火意識向上

防火アドバイスを大須商店街連盟と連携して行ったことで理解・協力を得やすい環境づくりができ、円滑に事業を推進することができた。加えて、商店街全体を挙げて「大須のまちは大須の皆で守る」という機運を醸成することができた。

3 来訪者への安心・安全の提供

令和3年11月11日に実施した消防訓練の様子は、テレビ局等の報道機関に取り上げられ、併せて「防火アドバイス」についても紹介された。こうした報道は、日ごろ目にする機会のない、商店街組合や店舗関係者の安心・安全に対する取組にスポットを当てるものであり、防火対策等に対する意欲の向上に寄与したものと考える。

★ 選考委員のコメント

木造密集の小規模飲食店等が連続する市街地の防火対策は、いずれの消防本部においても重要な課題の一つであろう。とりわけ大都市部においては対象となる地域も多く、丁寧な防火指導を実施することには困難を伴うと拝察される。しかし、名古屋市消防局の取組は、防火アドバイス、訓練、火災危険度評価など、多様な対策を活用し、一軒一軒の事業者の顔を見ながら丁寧かつ具体的な防火指導をしている点が極めて特徴的である。また管轄している消防が一丸となって取り組んでいる点も、予防業務への意識の高さがうかがえるものであり、火災予防に対する地道な努力の継続が高く評価できる取組である。



アドバイザー制度を充実化、 栃木県内の消防本部と 連携を強化し、 不明火災件数ゼロを達成！



栃木県 芳賀地区広域行政事務組合消防本部

事例類型 II 高度化・専門化 / V 人材育成

取組期間 平成30年4月から

背景

当本部は第4回予防業務優良事例表彰で、火災調査技術支援アドバイザー制度(以下「アドバイザー制度」という。)や栃木県産業技術センター等の他機関と連携を強化することで、出火原因が不明の火災(以下「不明火災」という。)件数を低減化する取組により優秀賞を受賞した。

受賞後の問い合せの中で、「鑑識をやったことがない。」「研修がなかなかできない。」といった火災調査担当者の切実な声を多く耳にした。さらに、「火災調査の業務効率化に向けた検討部会報告書」(令和3年5月)によれば、「技術交流を行っている消防本部はかなり限られている状況である。」といった現状があることから、火災調査における消防本部相互の協力、技術交流が必要であると考えた。

そこで、①アドバイザー制度を充実化することで、当本部の不明火災件数を減らす取組を継続しながら、②栃木県内の消防本部(局を含む。以下同じ。)との技術交流を目的とした合同鑑識、鑑定、研修(以下「合同鑑識等」という。)を行った。

内容

人材育成と栃木県内の消防本部間の連携を強化するため2つの取組を実施

1 積極的な実地研修、鑑識の実施

アドバイザー制度は、消防司令補以上の消防大学校火災調査科等を卒業した職員を火災調査技術支援アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として指名し、管内の火災調査現場に出向し、直接指導すると共に実地研修を行う制度で、平成30年から実施している。アドバイザーは、主として、火災原因判定、実況見分の指導等や関係機関との調整を行っており、現在5名選任している。

平成30年のアドバイザー出向実績は14回、令和元年は21回であり、令和2年、令和3年の実績、内訳は以下のとおりである(括弧内は年間の火災件数)。

令和2年 40回 前年比+19回(52件)
・火災調査現場 22回 鑑識、鑑定12回 研修1回 その他5回

令和3年 52回 前年比+12回(65件)
・火災調査現場 22回 鑑識、鑑定19回 研修7回 その他4回

アドバイザーは、特に出火箇所の判定を重点的に指導し、また、火災の原因となる焼損物は全て持ち帰り、鑑識、鑑定を通じて、火災原因の究明及び職員の知識、技術の向上を図っている。

2 栃木県内の消防本部との合同鑑識等の実施

合同鑑識等は、令和元年から隣接する消防本部と行っている。令和3年からは、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、栃木県内のすべての消防本部と合同鑑識等を行った(緊急事態措置中の1/14~2/7、8/20~9/30は未実施)。

令和3年の実績、他の消防本部の参加人数及び内容は以下のとおりである。

合同鑑識 2回 5消防本部9名参加

- ・当本部において実施する製品評価技術基盤機構との合同鑑識
- ・栃木県産業技術センター所有のデジタル顕微鏡を使用しての鑑識

合同鑑定 1回 7消防本部13名参加

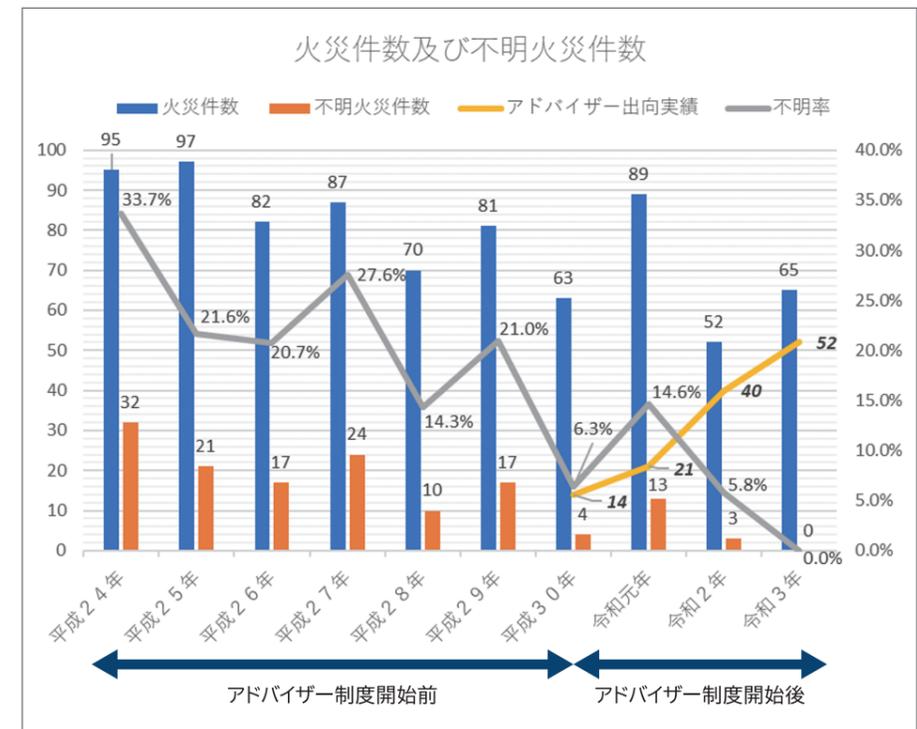
- ・栃木県産業技術センター所有のガスクロマトグラフ質量分析計を使用しての鑑定

合同研修 3回 9消防本部37名参加
・当本部において実施する電気火災実験実習

成果

アドバイザーが、火災調査現場で直接指導し、また、鑑識等を重点的に行うことで、職員の意識の改革、火災調査書類の作成能力の向上につながっている。さらに、当本部内でアドバイザー制度が浸透したことにより、アドバイザーの出向実績は増加する一方、不明火災件数は減少した。これらの結果、令和3年における当本部の不明火災件数をゼロにすることができ、平成30年から継続して行ってきた取組の成果をあげることができた。

また、栃木県内のすべての消防本部と合同鑑識等を実施した結果、相互の火災調査技術の向上に加え、技術交流、職員交流を通じて、消防本部間の連携、協力体制を強化することができた。このような技術交流をきっかけに、栃木県産業技術センターが所有する分析機器の利用の導入や消防研究センター、製品評価技術基盤機構との合同鑑識を実施した消防本部があり、栃木県における火災調査の高度化への一助となることができた。



特記事項

火災の原因を究明し、類似火災を防止する火災調査は、火災予防業務の原点である。しかし、消防庁の統計によれば、令和2年における全国の住宅火災の出火原因別死者数(放火自殺等を除く。)における不明・調査中の割合は45.8%である。当本部の取組により、不明火災件数を1件でも減少させることができ、類似火災の防止が図られ、さらに火災発生ゼロへの一歩に繋がればと考えている。

★ 選考委員のコメント

令和2年に優秀賞を受賞した「火災調査技術支援アドバイザー制度」の方法論を、その後、県内他本部との相互協力、技術交流、技術支援の制度にまで発展させ、県内全本部で原因不明火災件数やその率の減少につなげた点が素晴らしい。他県でも模範とすべき取組である。



コロナに負けるな!! ～ コロナ禍における 新たな予防広報の推進について～



神奈川県 横浜市消防局

事例類型 VI 広報活動

取組期間 令和3年10月から

背景

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの開催や、不特定多数の人々を集めて啓発活動を行うことが難しい中、対話形式ではなく、新たな手法で予防広報を推進する必要がある。そこで、他局や民間事業者と連携し、それぞれのノウハウを活かした広報活動を展開している。

内容

1 VRを活用した次世代型マンション防災研究開発プロジェクト

民間事業者であるマンション管理会社、VRコンテンツ制作会社、当局の三者が連携協定を締結し、それぞれの知識技術とノウハウを活用してマンション居住者向けの消防訓練用VR(以下「VR」という。)を制作した。

このVRは、マンションにおける火災時の行動を疑似体験し、「初期消火訓練」、「避難訓練」、「通報訓練」の3シーンにより火災時の行動をリアルに学ぶことができる。

従来から管理組合等が行う消防訓練は、「指定した日に都合がつかず、参加率が低い」、「参加者が特定されている」などの課題があり、さらにコロナ禍においては、集合型の訓練を実施することが難しい状況であった。VRの活用により、時間や場所を選ばず、自宅にいながらそれぞれのタイミングで参加することができ、訓練への参加率アップが期待できる。

VRの開発に携わったマンション管理会社によれば、試験的に開催した消防訓練では、集合型消防訓練に比べ参加率が5倍という結果が出ている。また参加者からは、「集合型の消防訓練の場合、開催日時が限定され参加者が限られるが、VRを活用した訓練の場合、参加者増が期待できる。マンション管理組合全体の防災知識向上に効果的だと感じた。」という感想があったという。

VRについては、市内唯一の体験型学習施設である横浜市民防災センターで体験することができる。マンションの居住者のみならず、誰でもVRを通じた火災発生時の行動を学ぶことができ、防災意識の向上に繋がっている。



2 オンラインを活用した子どもの防災教育

令和3年度から、「横浜市におけるGIGAスクール構想」に基づき、市立の小・中学校、義務教育学校、特別支援学校(小・中学部)の児童生徒に1人1台の端末が整備された。この環境を活用し、小学生に対して、端末に導入されている授業支援システム「ロイロノート・スクール(クラウド版)」(以下「ロイロノート」という。)とウェブ会議システムを組み合わせた防災授業を実施した。

(1) ロイロノートによる事前学習

[消防の仕事、消防署の車両紹介、火災の煙と避難についての動画、復習クイズ]

事前学習は、タブレットで学べるため、自宅でも児童が動画やデータにより繰り返し学習でき、効率的かつ効果的な授業編成が可能となった。また、煙体験やはしご車搭乗体験動画等は、子ども目線で作成したことで、子ども達の心に深く残るものとなった。

(2) ZOOMによるオンライン授業

[119番通報、消火器の取扱、住宅用火災警報器について、質問コーナー]

オンライン授業は、消防署と小学校それぞれの所要時間を短縮でき、リアルタイムでやり取りをすることで対面と同等な一体感のある授業が可能であることに加え、学年全体でも、クラス単独でもフレキシブルな開催が可能である。

(3) 担任の先生からの声

- ・分散登校時の自宅学習が可能となることで柔軟な学びの機会となった。
- ・アクセスの悪い学校(駅から遠い等)の場合、社会科見学等の代替としてロイロノートを使った取組は、教育機会を広げるものとなる。
- ・小学校の映像資料は、全国統一のものが多いが、住んでいる地域の消防署からの映像は親しみやすい。
- ・授業構成がフレキシブルとなったため、時間をマネジメントしやすい。
- ・動画や資料がロイロノートに残るため、復習しやすい。などと好評を得ている。



3 家電量販店のテレビ画面を活用した広報

横浜市内に19店舗を展開する家電量販店全店のテレビ販売コーナーを活用して、当局が制作した住宅用火災警報器の啓発動画や、消防音楽隊の紹介動画などを一斉に流し、インパクトのある広報を実施した。

駅や商業施設など人が行き交う中での広報とは異なり、家電量販店の売り場に並んだテレビを媒体とした広報は、多くの来店者の目に触れ、また、複数の画面に一斉に同じ映像が流れることにより印象深いものとなり、来店した家族連れなど多くの人々が、テレビの前で立ち止まる姿が見受けられた。当局職員が同時に啓発を行った店舗では、来店者の問い合わせ等にも対応し、高い広報効果があったと認識している。

協力企業名にちなみ、『ノジマジック』というネーミングで展開したこの事業は、当局のSNS等を活用して広報を行ったほか、協力企業のホームページやツイッターでも宣伝された。

更には、この企業のホームページでは、火災予防に関する多くの情報も掲載された。



成果

- 1 民間事業者との共創により制作したVRは、訓練参加者の関心を引き、また、時間や場所を選ばず都合のよい機会に学習できることから、より多くの住民が参加できるようになった。
- 2 児童一人ひとりに配布されているタブレット端末を活用し、子ども達にどこでも何度でも学習できる環境を提供したことで、深い学びに繋がれたとともに、効率的かつ効果的な新たな子ども向け防災教育のモデルケースとなった。
- 3 販売用テレビの画面という新たな広報ツールに着目し、テレビ画面に一斉に同じ映像を流すことで、家電量販店に来客する不特定多数の人々の関心を引き、接触することなく効果的な広報・啓発を行うことができた。また、協力企業のSNS等でも同時に広報することで、多くのツールを介して火災予防に関する情報を発信することができた。

★ 選考委員のコメント

企業や他部局と連携してデジタル技術を活用し、開催日程を選択できるなど効率的・効果的な消防訓練の方法を創出するとともに、予習・復習を通じて学習者に強く印象が残る教育ツールを開発しており、全国的に大いに参考になる。



自主防火管理体制の強化



滋賀県 大津市消防局

事例類型 I 実効性向上

取組期間 令和3年3月から

背景

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、消防職員の事業所等施設への出向が困難であり、従前のように定期の立入検査を実施することができず捗々しくない状況が続いている。特に、高齢者福祉施設等への立入りについては一層の配慮が必要であり、火災予防の根幹を成す査察業務を十分に行えない現在、事業所等における自主防火管理体制の強化を図っていく必要がある。

内容

当消防局独自の持続可能な取組は以下のとおりである。

1 消防法令違反を生み出さない取組『目で見える消防計画』

令和3年3月から、新たな消防法令違反を生み出さない取組としてリーフレット「目で見える消防計画」を作成し、市内事業所への配付を開始した。

この「目で見える消防計画」は、防火管理に携わる関係者等の目に触れやすいところに掲出していただき、防火管理業務が実践しやすい状況を提供することにより、消防法令違反を発生させない自主防火管理体制の確立と維持を目的としたもので、立入検査や消防訓練指導等の事業所訪問時に配付し掲出を依頼している。

内容については、これまでの違反指摘事項を分析し、全体の75%を占める以下の5項目を基本とした。

- ① 消防用設備等の不備
- ② 消防訓練の不備
- ③ 消防用設備等点検の不備
- ④ 避難管理の不備
- ⑤ 防災物品の不備

また、リーフレットの種別は、特定・非特定防火対象物、防火管理者選任義務の有無、4種とした。

目で見える消防計画

火災の発生を防ぎ、発生した場合の被害を軽減させるため、以下について従業員に徹底する。

- ・消防用設備等の不備について発見した場合は、随時改修します。
- ・消防計画に定めた回数の消防訓練を実施します。
(月、 月)
- ・消防用設備等の点検を、年2回実施します。
(月、 月)
(年1回、 月に 消防署へ報告します。)
- ・階段や通路などには、通行の支障となる物品を置きません。
- ・カーテン・じゅうたんなどは防災物品を使用します。
- ・建物の間仕切り変更、ひさしの増設など、建物の内容を変更する時は、消防署へ相談します。
- ・防火管理者、消防計画を変更した場合は、速やかに消防署に届け出します。
(現在の防火管理者:)

令和 年 月 日

(事業所名:)

連絡先: 消防署 077- 119

2 高齢者福祉施設等における火災対応をわかりやすく動画で解説

令和3年9月30日(木)、市内の高齢者福祉施設等140施設に対して、「夜間の火災対応」と「消防用設備等の使用方法」についてわかりやすく解説したDVDやチラシを配付した。また、より多くの方に動画を視聴いただけるよう消防局ホームページ(YouTubeチャンネル)に掲載した。



3 高齢者福祉施設等の関係者を集め研修会を実施

令和3年11月2日(火)、市内の高齢者福祉施設等の関係者を集めて研修会を行った。当該施設は、避難行動等において特に困難な対応が求められることから、上記2動画の視聴に基づき、実際に火を使った消火訓練や動けない利用者を搬送する実技訓練などの研修を実施した。併せて施設関係者らによる意見交換会を実施した。

4 高齢者福祉施設等の関係者に対してオンライン研修会を実施

令和3年11月24日(水)、市内の高齢者福祉施設等の関係者に対してオンライン研修会を実施した。研修では、新型コロナウイルス感染症防止対策及び参加者の負担軽減等に配慮し、実技訓練に代えて防火管理上のポイントや有事の際にとるべき行動を伝えるとともに、施設関係者が普段感じている不安要素等について共有を図った。

成果

各施策における実績等成果(令和3年12月23日現在)

1 消防法令違反を生み出さない取組『目で見える消防計画』

【配付実績:707事業所】

現地で関係者に手交後、可能な限りその場で設備点検や消防訓練の実施月等の記入を依頼し、掲出(貼付)を確認していることから、自主防火管理の意識付けとして一定の成果は得られていると認識しており、今後の法令違反の減少等に期待する。

2 高齢者福祉施設等における火災対応をわかりやすく動画で解説

【動画視聴実績:4,020回】

YouTubeチャンネルに動画公開後、同種施設のほか、県内外の大手企業など20を超える事業所から職場研修等で活用したい旨の依頼を受けるなど反響は大きく、成果は市内に留まらない。

3 高齢者福祉施設等の関係者を集め研修会を実施

【参加者:19施設・20人参加】

避難行動等において特に困難な対応が求められることから参加者の搬送法などへの関心は非常に高く、自主防火管理体制の強化において実技習得の成果は大きい。また、意見交換会では同種施設が抱える問題点や改善方法などについて、活発な意見や情報の交換が行われ有意義な交流の場となった。

4 高齢者福祉施設等の関係者に対してオンライン研修会を実施

【参加者:14施設・24人参加】

今回、オンライン形式という初の試みであったが、受講者のアンケート結果では、出席者全員が研修内容について「良かった」と回答され、自由記載には「わかりやすかった」との意見が多数見られるなど高い評価を得ており、関係者の自主防火管理意識を高める上での効果は確認された。また、施設関係者から出された不安要素に対して解決策を検討し共有が図られたことも有益であった。さらに、オンライン研修という選択肢により、今後の研修手法の更なる発展性がうかがえた成果は大きい。

特記事項

上記の取組については、いずれもアフターコロナにおいても継続して推進していくことができる施策であり、今後も将来を見据えた持続可能な更なる自主防火管理体制の強化に取り組んでいく。



「スマートでスリムな行政運営の確立」へ向けて



愛知県 岡崎市消防本部

事例類型 III 効率化 / IV 他団体との連携 / VII デジタル化

取組期間 令和3年4月から

背景

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や行政サービス等におけるデジタル化の推進に対応すべく、消防関係法令の規定に基づく届出の押印が廃止されたことに続き、当市で定める火災予防条例及び火災予防規則に基づく届出の押印も廃止となった。当市でも「岡崎市行財政改革大綱」を令和2年11月に改定し、10年後に「スマートでスリムな行政運営の確立」を実現することを目指している。

「スマートでスリムな行政運営の確立」を目指す目的は、先進技術の駆使や必要性の低下した事業のスリム化等により、ヒト・モノ・カネ・時間といった市の経営資源を、人間でなければ・行政でなければ・市職員でなければできない分野に集中的に投資することで、より高度で魅力的な行政サービスを市民の皆様へ提供し、当市の発展と持続可能な行政運営を実現することである。

消防職員の業務は、まさに「人間でなければ・行政でなければ・職員でなければできない分野」であるため、消防職員の事務の負担を軽減し、消防・救急・災害対応に専念できる体制を整えることが、行財政改革大綱で目指す市民サービスの高度化に直結する。

今回民間企業と連携し、業務量調査及び業務意識調査で得られた集計結果を分析したところ、火災予防分野では「建築許可等に関する同意をすること」の業務について、「書類が多い」、「電話対応や窓口対応が多い」を始めとした各質問の点数が高く、また少数の係員が専念している状態であることから、この業務に集中的に業務改善に取り組むことにより、大きな改善効果を出すことができるのではないかと考えた。

事務分掌	業務量		業務意識																
	従事人数	業務量(時間) 従事人数×ひとりあたり年間労働時間(1,860時間と仮定)	業務量が多い	細務工程が多い	あまり必要ないが、消防職員ならではの意識を感じる	業務遂行に苦手	やりにくいこと、十分できていない	自分以外の業務には任せられない	この業務は、入力的な業務が多い	の差が激しい	書類が多い	電話対応や窓口対応が多い	他の部署と連携が多い	作業の仕様が異なる	整備されていない	マニキュアが難しい	整理整頓が難しい	ケイラブルやケーブルが多い	異同項目平均値
防火管理者の届出を受理し、及び防火管理に関する講習会を実施すること	1.25	2,325	3.00	2.50	2.00	2.08	2.58	1.00	3.17	2.25	3.00	4.75	2.17	3.58	3.00	2.33	3.17	2.71	
防火対象物の立入検査を実施し、及び関係者に措置の命令をすること	2.80	5,208	3.60	3.10	1.50	3.10	2.90	1.50	3.20	2.50	2.90	3.30	2.50	2.40	2.50	2.30	4.10	2.76	
防火対象物等に係る消防計画等の届出を受理すること	1.15	2,139	3.08	2.50	2.00	2.17	2.50	1.08	3.25	2.25	3.42	4.67	2.00	3.50	3.00	2.33	3.25	2.73	
建築許可等に関する同意をすること	2.60	4,836	3.33	3.00	2.33	2.33	2.67	1.00	3.33	5.00	4.00	4.67	3.00	3.33	1.33	1.00	3.67	2.93	
消防用設備等の措置に関し措置命令をすること	0.50	930	3.20	4.00	1.20	3.40	3.80	1.60	2.80	1.80	3.40	2.40	2.00	3.40	2.60	4.80	2.92		

【業務量調査及び業務意識調査 集計結果(抜粋)】

内容

「建築許可等に関する同意をすること」の業務改善について、具体的に「手続の電子化」「事務の電子化」の2点について取り組んだ。

1 「手続の電子化」

課題 消防機関が電子申請の受付に対応していないため、手続に関する手間、紙媒体で書類を作成するコスト・手間、申請に関して場所・時間制約が生じている。

取組 あいち電子申請・届出システムを利用してフォームを作成し、申請者が場所・時間に関係なく申請できる態勢を整えた。また、当市を業務区域とする指定確認検査機関のうち県内に事務所を置く機関(以下「機関」という。)に対して周知・広報を行った。



2 「事務の電子化」

課題 電話・窓口対応及び審査業務に多くの時間を割く必要があり、消防OAシステム(以下「システム」という。)への定型的な入力作業が負担となっている。

取組① 業務の棚卸しを行い、工程の見直しと標準化を図った。

取組② AI-OCR(人工知能技術を取り入れた光学文字認識)を用いて申請に添付されたPDF(画像として記録された文字情報)からテキスト形式に変換できるようにし、書類申請と電子申請を以後同一の工程で処理できるように構築した。

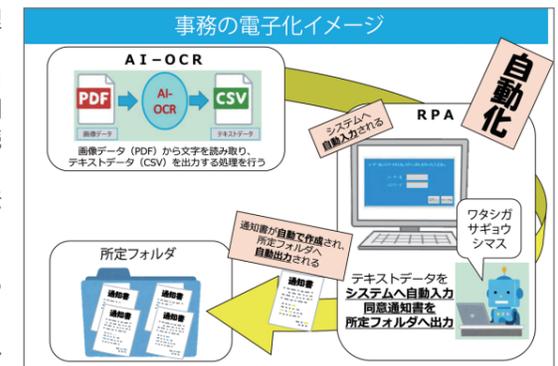
取組③ 届出様式について、システムに反映していない内容や立入検査時に利用していない情報の記入欄を廃止し、申請者が記入しやすく、AI-OCRで読み取りやすい様式へ改正を行った。

取組④ 同意を与える方法を従来の正本に押印する方法から同意通知書を発行する方法へと変更し、システムの帳票作成機能から出力できるようにした。

取組⑤ RPAツール(パソコン上で行うキーボード操作やマウス操作などを、ソフトウェアに設定することで、業務の自動化を図るツール)を用いて、②で得られたテキストデータをシステムへ入力し、④の同意通知書を出力する工程を自動化した。

【旧届出様式】

【新届出様式】



成果

1 「手続の電子化」

広報実施後、87.5%の機関(電子申請を実施している8機関のうち7機関)から実務に関する問合せがあり、うち2機関との間で手続を電子化した。

2 「事務の電子化」

業務について工程の見直し・標準化を図ることで、職員による差が無くなり、人事異動の際にもスムーズな申送りが可能となった。

届出様式を改正する際に、実務に沿った様式に改正することに加えAI-OCRで認識しやすい様式へ改正することで、認識率が41.9%(845項目のうち354項目)から99.5%(1949項目のうち1940項目)へ向上した。

県で共同調達しているAI-OCRや市で調達しているRPAツールを活用し、担当課がRPAシナリオ作成をすることで、課題に挙げられていたシステムへの入力時間を「予算ゼロ」で年間175時間(15分×700件)から「ゼロ」にし、ヒューマンエラーによるシステムへの打ち間違いも「ゼロ」となった。

特記事項

今後対象となる届出範囲を広げることで、一層の業務の効率化を図り、市民サービスの高度化が期待できる。「人間が想像できることは、人間が必ず実現できる」(ジュール・ヴェルヌ)



点検にシフトした住宅用火災警報器の取組事例 ～ 11月10日はイテンケンの日 音から始まる避難 ～



岡山県 岡山市消防局

事例類型 IV 他団体との連携 / VI 広報活動

取組期間 平成31年4月から

背景

住宅用火災警報器(以下、住警器という。)が、すべての住宅に設置義務化されてから10年を経過するにあたり、令和元年度に1,802人の市民を対象とした住警器の維持管理に関するアンケートを実施した。その結果は、住警器の点検をしたことがない市民が約7割であり、その理由の約7割が、点検方法が分からないということであった。

一方、火災調査書を分析していく中で、住警器の音を聞いたことがなかったため、火災発見時の初動が遅れたといった事例が見受けられた。そのため、住警器の点検を電池切れ等の確認のみでとらえるのではなく、音を確認しておくことは火災発生時の初動に有効であるという両面を目的とし、約3年をかけて点検にシフトした住警器の対応を行ったので、その成果について紹介する。

内容

当局では、令和元年から住警器の点検にシフトした施策に切り替えた。その内容を2つの側面から説明する。

まずは、今後懸念される電池切れ等を防ぐため、当局で、1,802人を対象とした住警器の維持管理に関するアンケートを実施したところ、点検をしたことがない人が約7割であり、特徴的なデータとしては、高齢層と若年層を比較すると、若年層が相対的に点検できていないことが分かった。その結果を基に3つの取組を展開した。

1つ目は、若者向けとして、SNSを活用し住警器を点検している写真を募集する企画を立ち上げた。また、市民が市民に伝えるという市民協働事業を意識して、その集まった写真で住警器の点検を紹介するチラシ(図1-1、1-2参考)を作成した。



図1-1 イテンケンのチラシ(表)



図1-2 イテンケンのチラシ(裏)

2つ目は、11月10日を住警器の点検の日と位置付けるため、関係規程を改正した。これは、大多数が、点検を一度も実施したことがない中で、1回は点検をしてもらうことを目的とした取組である。11月10日は秋の火災予防運動期間中であることから、職員の負担を最小限にしながら最大の効果が出る仕組みとした。また、11月10日の語呂合わせで、「イテンケンの日」として、市民が共感をもてるように工夫した。

3つ目は、上記イテンケンの日を軸として、住警器の点検事業の展開方法として動画を活用した。イテンケンの日の制定年は、「テトリスチャレンジ」という消防装備品を使った動画と「作動(茶道)しますか?」という、茶道と住警

器の作動(点検)をかけたコミカルな動画を作成した(図2参考)。2年目は、地元高校の書道部の協力により「書道パフォーマンス」を行い動画にした(図3参考)。

市民にまずは点検をしてもらうことを多角的にアプローチした。



図2 作動しますか?



図3 書道パフォーマンス

次に、住警器の音の重要性を訴求するために大きく2つの事業を展開した。

1つ目は、住警器が鳴動した事案の火災調査書を分析した。通常は、住警器の有無や作動の有無など、統計で使用するデータ分析のみに終わっていたものを、鳴動時に被災者がどのような行動をしているのか、何を考えていたかなど、質問調査などを中心に約10年間のデータを用いて、より深く分析した。

2つ目は、「音から始まる避難」というタイトルの動画を作成した(図4参考)。これは、住警器の音を被災時に初めて聞いたため慌ててしまった事例を基にして、住警器の点検方法を紹介しながらも、音をしっかりと聞いて落ち着いて行動ができるように訓練しておくことの必要性を訴えたものである。

これらにより、住警器の点検を1つの訓練としてとらえ、音を聞くことが火災発生時の初動対応をスムーズに行うことができることを訴求した。

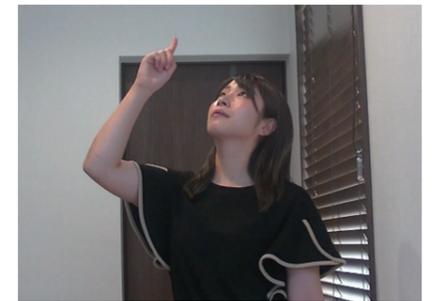


図4 音から始まる避難

成果

電池切れ等を防ぐことを目的に行った取組成果としては以下3点があげられる。

1つ目は、住警器を点検している写真を募集する企画に対して、100枚もの写真が集まったことである。写真の募集、写真撮影のための点検及び集まった写真を素材にしたチラシを作るという1つの事業において、点検に関して3つの広報成果を得ることができた。現在もそのチラシを継続的に活用している。

2つ目は、職員の意識の変化である。11月10日を住警器のイテンケンの日として制定したことで、住警器の点検に関する広報を行うようになった。広報を担当する職員へ行ったアンケートによると、約半数が11月10日に合わせて住警器を点検したと回答している。また、書道パフォーマンスにおいては、地元の高校生に住警器の重要性を伝えることで、高校生から家族や祖父母へ住警器の点検の知識が広まっていった。また高校生自ら住警器に対する想いを言葉にした。

3つ目は、イテンケンの日を軸にした動画作りである。2年間で8社のマスコミからの取材を受けた。動画のみならず、ポスターにも展開することで、市民へ住警器の点検を広く周知することができた。

次に、住警器の「音」を訴求する目的で行った取組成果は以下の2点である。

1つ目は、住警器が鳴動した火災調査書を分析することで、インターホンの音と勘違いする事例や、警報音に驚いて慌てたという事例が抽出できた。これらを分析することで、住警器の音を初めて聞く場合には、慌ててしまうということがわかった。

2つ目は、「音から始まる避難」の動画であるが、令和3年12月31日時点で約5,000回視聴されている。また、市民からのアンケート結果の中には、音を初めて聞くことで、火災が発生したときの訓練になったという意見があった。点検を点検で終わらせず、点検をきっかけに住宅での避難訓練につながった事例である。

特記事項

住警器の点検の重要性を、機器の点検という「点」で終わらせるのではなく、点検をきっかけに音を確認し、自宅での避難訓練につなげる「面」への活用に結び付けることで、今後、継続的な課題となる住警器の交換に向けての1つの対策になるのではと考える。



声で伝える予防情報誌「予Voice」



愛知県 春日井市消防本部

事例類型 III 効率化 / V 人材育成

取組期間 令和2年7月から

背景

消防職員全体の予防業務に対する関心は、残念ながら他の業務と比較して低く、関係法規の理解も不十分であることが多い。また、団塊の世代の大量退職に伴い、若手職員の数が多くなっているため、現場の若手職員に対しても予防業務に対する関心を深め、理解を高めることが必要である。

しかし、コロナ禍の影響で、対面式や集合型の研修の実施が難しくなり、予防業務に関する知識を得る機会が大幅に減少していることに加え、予防技術検定の受検者も、毎年予防課職員が中心である。また、消防本部全体での予防技術検定の受検者数は毎年、公費受検の2、3名のみであったため、予防技術資格者の増加が見込めておらず、予防業務に関し高度な知識を有する職員の醸成が喫緊の課題となっている。

内容

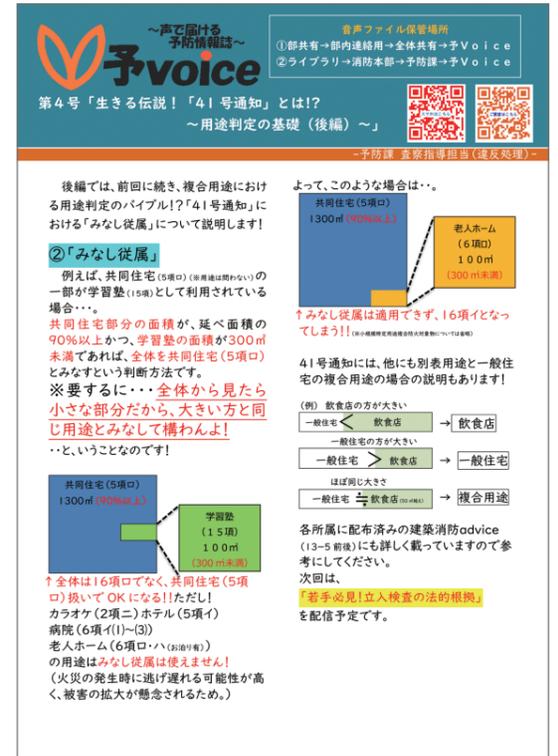
コロナ禍での感染リスクを抑えながら、予防業務に対し苦手意識を持っている職員にも、予防行政に興味を持たせた上で、勉強にも活用できるツールを全職員に提供することを目的として、音声+紙面1枚の予防情報誌を作成し、ラジオ感覚で聞いてもらえるものを本部内の各所属に発信し始めた。

「予Voice」というタイトルで、予防情報を音声(mp3ファイル)+A4の資料1枚を月1回のペースで配信。法律の解釈、立入検査のコツ、予防技術検定対策の問題の解説などの内容で、「まず10分で、70点を!」「概要を、わかりやすく。」のマインドを基に作成・配信を実施。

また、QRコードから個人のスマートフォンにデータをダウンロードでき、質問を受け付けることも可能であり、「いつでも」「どこでも」「何度でも」活用できるツールとした。



(参考)QRコード



(参考)広報誌の紙面

成果

令和2年から計27回、予voiceを通じて予防関係の情報を発信し、予防技術検定の受検を推進した結果、予防技術検定の受検者や、本部業務研修(現場職員が消防本部の総務課・消防救急課・予防課の各担当で行うOJT)の希望者を大幅に増加させることができた。

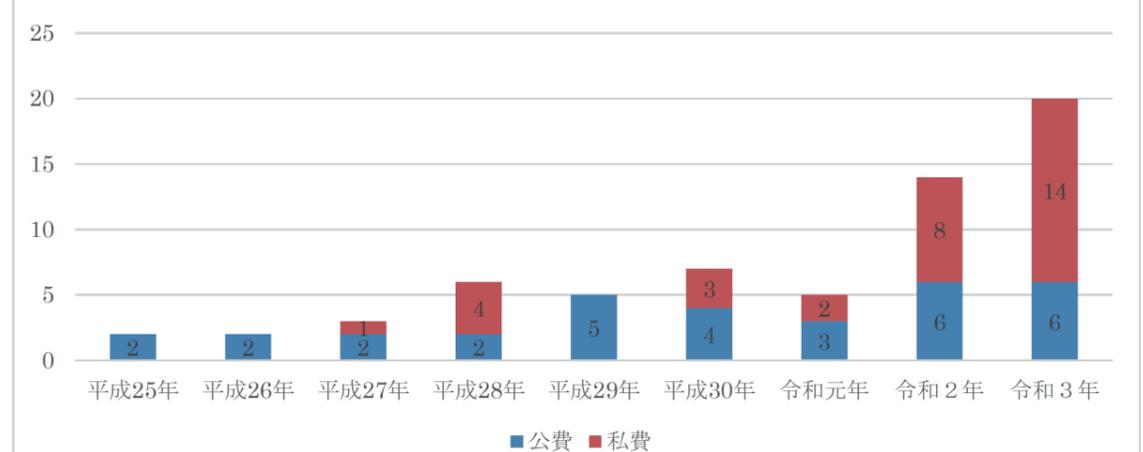
「予防技術検定の受検者数」

令和2年 5人 → 令和3年 20人(過去最多)

「本部業務研修で予防課を希望する職員数」

令和2年 3人 → 令和3年 15人(消防本内部内最多)

予防技術検定受検者数の推移(春日井市消防本部)





～リアル4刀流～ 防火啓発、社会福祉、 地域防災力向上、 女性の社会進出



栃木県 鹿沼市消防本部

事例類型 IV 他団体との連携

取組期間 令和2年4月から

背景

「家庭から火事を出さない」「火災から市民を守りたい」
これは鹿沼市婦人防火クラブ連合会(以下、「婦人防火クラブ」という。)として定めた大きな目標である。そして、この目標を達成するためには、住宅用火災警報器の設置率を向上させることが、1番の近道ではないかと考えた。では、なぜ平成18年度から義務化されている住宅用火災警報器の設置率がいまだに上がらないのだろうか。そこには、「購入費用」と「設置の労力」という二つの壁が存在するからである。婦人防火クラブと当本部では、この壁をどうすれば乗り越えられるかを考えた。

内容

1人暮らし高齢者宅を中心とした、住宅用火災警報器の無償提供及び婦人防火クラブ員と消防職員共同による設置代行を実施した。
まず初めに、婦人防火クラブ員の地域ネットワークを最大限活用し、自分1人では住宅用火災警報器の購入、設置が難しいと思われる住民のリスタップを行った。
続いて、住宅用火災警報器を購入する為の費用を確保しなければならぬ。婦人防火クラブでは独自事業として、「ミニまとい」を手作りし、地域防災の象徴、防火啓発の一環として配布販売を行い、利益を生み出す活動をしている。そこで生まれた資金を活用し、住宅用火災警報器を購入した。



続いて設置であるが、婦人防火クラブ員と予防課職員の共同で行った。地元の婦人防火クラブ員がいることにより、当事者は安心して設置を受け入れることができ、住宅用火災警報器の知識を豊富に持っている予防課職員が設置することにより適切な設置が行える。リスタップした住宅の中で、消防車両の到着が遅くなることが想定される、山間部の住宅から設置活動を実施した。



成果

令和3年度は5件の高齢者宅に住宅用火災警報器を設置することができた。「たったの5件?」と思われるかもしれないが、何も行動を起こさなければ設置されることのなかった5件である。今後この活動を続けることでどこまで「火災から市民を守りたい」という目標に近づけるかは分からないが、少しずつでも住宅用火災警報器の設置率が向上していき、さらにはこの活動を通じて、地域の関わりが増え、防火意識、自助共助の意識が高まることで地域の防災力が向上していくと私たちは信じている。



特記事項

内容で記載した通り、住宅用火災警報器は全て婦人防火クラブが毎年、防火啓発事業の一環でミニまといを手作りし、配布販売を行い、そこで得た利益から購入した。その事務及び設置の協力を消防本部予防課で行っている。
出来上がったミニまといを一軒一軒婦人防火クラブ員が直接手渡しで行うことにより、顔の見える関係ができ、地域防災力向上において重要事項に掲げられる共助力向上にも一役買っている。ミニまといを通じて行う防火啓発、一人暮らし高齢者を火災から守る社会福祉、ミニまといを通じて地域との繋がりに生まれる地域防災力向上、これらを自分たちの活動で得た利益だけで行っているボランティア団体は、日本全国探しても見当たらない。

そして、この団体は事務局以外女性だけで運営している。国の方針でも女性の社会進出がこれからも促進されていくが、女性活躍の場を提供し継続して活動を行うのは難しくなっている時代である。婦人防火クラブと消防署が連携してこの事業を継続し、防火啓発及び社会貢献の一端をこれからも担っていく。

婦人防火クラブ連合会による、「防火啓発」、「社会福祉」、「地域防災力の向上」、「女性の社会進出」というリアル4刀流が、今後も地域の安全のため継続できるよう、当本部は支援を続けていく。





次の10年を見据えた 予防業務将来計画 ～ 予防要員育成のために ～



大阪府 泉州南広域消防本部

事例類型 I 実効性向上 / II 高度化・専門化 / V 人材育成

取組期間 令和2年4月から

背景

当消防本部は平成25年に広域化し令和4年度で10年を迎えるにあたり、これまで業務の統一、効率化を図ってきたが、経験豊富なベテラン職員の退職により世代交代した若手職員の予防業務の経験・知識の不足や予防業務に対する消極的な意見が課題となってきた。

そのような中、「立入検査の重点化・効率化の推進について」(平成30年12月21日付け消防庁予防課事務連絡)を踏まえ、「安全で安心して暮らせる泉州南」を基本構想として、10年後を見据えた将来構想計画を策定し、予防要員の育成や警防業務に従事する消防職員を活用した立入検査の実施を目標に、まずは若手職員に「予防への興味」を持たせ、予防要員としての「やる気」を引き出し、「わからない」を解決するための方策として様々な取組を開始した。

内容

1 予防技術資格者の増加に向けた取組

予防技術資格者として認定され、予防業務に従事する職員に対しては、新たに作成した予防技術資格者証(バッジ)を交付式にて貸与し、左胸にはい用して業務を行うことにより資格の「見える化」を図った。

また、令和4年度からは、予防技術検定合格者に対して、昇任試験の特別加算を行うこととし、更なる資格保有者の増加を図る予定である。



予防技術資格者認定証交付式



左胸にはい用した資格者証(バッジ)

2 予防業務実務型研修の実施

各消防署の若手予防職員に対して、本部予防課勤務(毎日勤務)を通して基本的な知識を学んでもらう予防業務実務型研修を開始した。期間中は選択したコース(設備、危険物、査察の各コース:期間は各2週間)の内容に応じ、座学によって基本的な知識を習得し、審査実習や模擬検査を経て実際の検査等と同行する。

また、研修中、予防技術検定の受検者には小テストや解説を行うことで、合格へのバックアップを行っている。



座学の様子



模擬検査の様子

3 警防要員の予防業務への参画

予防要員以外の職員にも予防業務に興味を持ってもらうため、令和2年度から「現場隊員向けの予防の知識」として、現場活動に役立つ予防知識に特化した研修を実施してきたところである。

また、令和4年度からは警防業務に従事する職員が防火対象物及び危険物施設への立入検査を行う「警防査察」を開始する。

成果

予防技術資格者証(バッジ)については、作成して以降、予防技術資格が目に見える成果となり、職員のやる気度アップを加速させ、予防技術検定の受検者数、合格者数ともに飛躍的に増加し、令和2年度の予防技術検定では87.5%の高合格率につながった。

予防業務実務型研修においては、1回当たりの受講者数を2名までとする事で、受講者のレベルに合わせて必要な知識を短時間で取得できるカリキュラムを組むことができ、受講者からも好評を得ている。

検定区分		受検者数	合格者数	合格率
防火査察	全国	4,668名	3,127名	67.0%
	当消防本部	6名	5名	83.3%
消防用設備等	全国	2,347名	1,102名	47.0%
	当消防本部	4名	3名	75.0%
危険物	全国	1,817名	1,084名	59.7%
	当消防本部	6名	6名	100.0%
合計	全国	8,832名	5,313名	60.2%
	当消防本部	16名	14名	87.5%

令和2年度予防技術検定受検者の状況

特記事項

警防査察に向けて図解、解説入りの立入検査マニュアルを作成するとともに、警防査察に向けた研修を実施し、査察経験のない職員へのバックアップを行っている。

令和4年度からは予防業務実務型研修に「警防査察コース(3日間)」を追加し、警防職員に対する研修を継続していく。



警防査察署員研修



立入検査マニュアルの活用



インスタレーション×火災予防 ～ 春の防火防災ラボ ～



宮城県 仙台市消防局

事例類型 IV 他団体との連携 / VI 広報活動 / VIII その他

取組期間 令和2年9月から

背景

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで実施してきた火災予防広報ができない状況の中、幅広い世代に火災予防に興味を持ってもらうため、三密を避けた火災予防啓発の一環として、インスタレーション(※)という幅広い層に啓発効果が高いツールを使用し、より多くの市民の目に触れることで地域全体の防火意識の向上を図った。宮城大学と連携することで、学生の若い感性を取り入れ、より効果的な啓発を実現するとともに、学生の防火意識とキャリアイメージの醸成につなげることを目指した。

※「インスタレーション」とはある特定の屋内や屋外などにオブジェや装置を置いて、作家の意向に沿って空間を構成し、変化・異化させ、場所や空間全体を作品として体験させる芸術。

内容

太白消防署職員と学生が連携して、「消防」「火災予防」をテーマにした防火防災に関するインスタレーション作品の展示披露及び体験会を実施した。

1 デジタルアート作品の制作

大学のカリキュラムにおいて、消防の「警防」「救助」「救急」「予防」の分野の基礎的知識、火災予防についての課題等を消防職員がレクチャーした。また、定期的な学生からのプレゼンテーションに対するディスカッションや消防署での消防体験等をとおり、防火防災についての知識を深め、火災予防をテーマにしたデジタルアート作品を制作した。



宮城大学での講義



学生からのプレゼン



消防体験

2 学生自らがインスタレーションの展示披露及び体験会を実施

太白区の大規模商業施設において、5つのデジタルアート作品でインスタレーションの展示を行い、防火防災知識を学習した学生自らが来客の対応等に当たった。



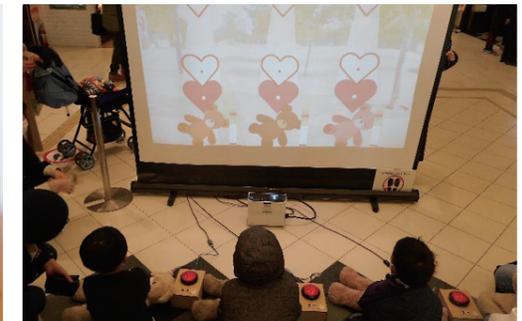
(消火器アート)
赤外線センサーによるバーチャル消火体験。



(VRで火の用心)
仮想空間での消火体験



(AR火災危険を探せ)
疑似居住空間にタブレットをかざすことで
火災危険に関するクイズに答えるゲーム。



(救命くまびと)
救急救命の手順を学ぶリズムゲーム。

成果

完成した作品を大型商業施設の多くの人の目に触れる場所に展示することで、広く火災予防意識の啓発を行うことができた。

また、コロナ禍における火災予防啓発の一環として、イベント開催前にSNS等における広報にも重点をおいた。開催時期を火災予防運動実施期間に合わせることで、関係する産学官がそれぞれSNS等で発信することにより、より発信力の強い広報、幅広い世代への広報が可能となった。

当消防局において、デジタル作品を使ったインスタレーションでの火災予防啓発は初の試みであり、宮城大学の学生チームそれぞれの独自のアイデアが詰まった作品を生み出した。今後事業を継続することで、新たな予防広報に繋がる事業である。

また、大学生の防火意識と今後のキャリアイメージの醸成にも影響を与える事業だと考える。



【宮城大学における広報の一例】

特記事項

今回の5作品でのイベント実績が学生に好評であったため、令和3年度はさらに多くの学生が参加し、9作品を披露することができた。令和4年度も宮城大学と継続して事業を実施する予定である。



ウェブ会議システムを活用した複数企業とのリモート自衛消防訓練指導



東京都 東京消防庁

事例類型 III 効率化 / IV 他団体との連携 / VII デジタル化

取組期間 令和2年12月から

背景

東京消防庁麹町消防署管内において、複数の事業所が合同で1,000人規模の自衛消防訓練を毎年行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来どおりに集合して訓練を行うことが難しくなり、令和2年10月の訓練は、100人程度に規模を縮小して訓練を行った。

このような状況の中、災害発生時の対応力の低下を危惧した事業所関係者から、コロナ禍での効果的な訓練方法について相談があり、麹町消防署では、関係者の意向を踏まえ、より多くの人に参加でき、従前の訓練と同様の効果が期待できる方法として、ウェブ会議システムを活用した新しい訓練を提案し、令和3年3月に当該訓練を実践した。

内容

ウェブ会議システムの「Zoom」を使用し、7事業所と各事業所のリモートワーク実施者（従業員等）、日本シェイクアウト提唱会議等の近隣3団体、千代田区危機管理課、麹町消防署及び永田町消防出張所を繋ぎ、リモート自衛消防訓練指導を多元中継でライブ配信した。

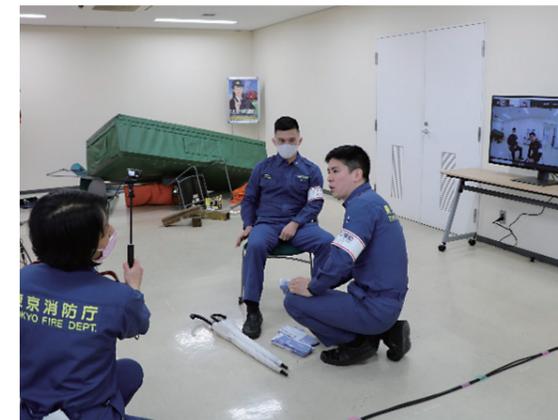


訓練内容は、災害発生時に必要な行動等を時系列に沿ったシナリオで実施するものとし、麹町消防署の署員により、「大地震発生後のシェイクアウト訓練」「消火・通報・避難・応急救護・救出救助の訓練」「避難行動要支援者の受け入れ訓練」の順で指導した。

最初に参加者が視聴している場所でシェイクアウト訓練を行い、実際の災害対応をイメージしてもらうことで、訓練に参加しやすくなる工夫をした。シェイクアウト訓練後は、東京消防庁公式YouTubeチャンネルの訓練動画により、初期消火や通報要領の指導をした。



応急救護訓練及び救助救出訓練では、集合して行う従来の訓練ではわかりにくい内容をカメラでアップして映すなど、ウェブ会議システムのメリットを活かして、わかりやすい映像の配信に配慮した。また、訓練参加者の疑問をその場で解決できるように、チャット機能を活用して寄せられた質問にリアルタイムで回答した。



成果

約250名（内約50名はリモートワーク実施者）が参加し、参加者からは「映像がアップになり、実働訓練時よりも手元がよく見えて包帯法が分かりやすかった。」「チャット機能で質問でき、リアルタイムで疑問点を解消できたので良かった。」等の感想が寄せられるなど、リモート訓練ならではの利点もあり、実働訓練に劣らない効果的な訓練となった。

また、集合して行う従来の訓練によらずとも、事業所相互の防火防災管理体制の連携を図ることができ、地域事業所の総合的な防火防災力の向上につながった。

参加企業からは、リモート自衛消防訓練が効果的であったことから今後も同様の訓練を希望するという要望がなされており、コロナ禍においても効果的に自衛消防訓練が実施でき、かつ、水平展開が期待できる新しい指導方法を確立した。



福祉部局と連携した 違反対象物の 早期是正指導の取組



富山県 富山市消防局

事例類型 I 実効性向上 / IV 他団体との連携

取組期間 平成27年4月から

背景

障害者施設等に係る法令改正

平成25年から平成26年にかけて、消防法施行令及び消防法施行規則の一部が改正され、障害者施設等の用途判定及びスプリンクラー設備の設置基準等が見直された。この改正により、それまでは、施設名、面積などから一律に用途判定や消防用設備等の設置判断をしていたものが、施設の入所状況等の実態に即して、関係機関と連携を図りながら、個々に判断することが求められることとなった。

このことを受け、以下のような課題が想定された。

- 改正に係る運用通知(平成26年消防予第81号)では、令別表第1(6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等」について、「障害支援区分認定を受けていない者にあつては、福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること」と示されたことから、どのように障害福祉部局と連携し障害程度の判断等を行えばよいのか?
- 障害支援区分には有効期間(3か月から3年)があり、入所者が変わらずとも障害支援区分が変わることにより、用途区分の変更が必要となることが想定されたことから、定期的に入所者の状況を把握するためには、どのような方策が考えられるのか?
- 延べ面積が275㎡未満の(6)項口(5)については、スプリンクラー設備の設置の要否を、入所者の「認定調査項目」の支援の度合により判断することとなったが、認定調査項目を把握しているのは、施設関係者でなく、各市町村の障害福祉部局であり、運用通知(平成26年消防予第118号)で示されている認定調査項目の確認を開示請求により行うとした場合、確認に時間を要することが考えられたことから、早期に確認するための方策はないのか?
- 市内で該当施設を運営する者の中には、県内の他の市町村でも同様の施設を運営する者がいたことから、県内の各消防本部で異なる指導をした場合、施設関係者に混乱を与えてしまうのではないのか?統一した指導をすべきではないのか?

これらの課題を解決すべく、平成26年度当初から、県内の各消防本部に呼びかけ、県及び各市町村の障害福祉部局と検討会を5回開催し、平成27年2月に富山県消防長会として「障害者支援施設等の用途判定等に係る了解事項(以下「了解事項」という。)」を策定し、県及び各市町村の障害福祉部局に通知した。

内容

県内統一して定めた了解事項の内容

策定した了解事項の主な内容は次のとおりで、県内統一して、平成27年4月1日から運用を始めている。

① 用途判定について

「避難が困難な障害者等」の取り扱いについて、障害支援区分認定を受けていない者であっても、車椅子や車付きベッドの利用を必要とするなどの自力避難困難者は、同様に避難が困難な障害者等とみなすこととした。また、利用者が頻繁に入れ替わる短期入所施設は、入所者の障害支援区分に関わらず、(6)項口(5)として用途判定することとした。

② 定期的な入所状況の把握体制及び障害福祉部局との連携について

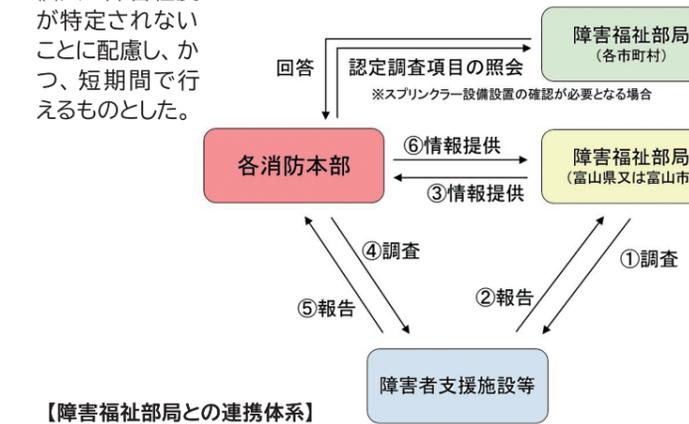
入所者の障害支援区分を定期的に把握する方策として、(6)項口(5)(延べ面積275㎡未満でスプリンクラー設備が設置されていないもの)及び(6)項ハ(5)(入所施設に限る)について、障害福祉部局と各消防本部が、隔年で交互に入所状況の調査を行うこととし、その結果をお互い情報提供することとした。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	3月	3月	3月
障害福祉部局 (富山県又は富山市)	調査 情報提供		情報提供
各消防本部		調査 情報提供	

【定期的な入所状況の把握体制】

③ 認定調査項目の確認方法について

「認定調査項目」の確認については、了解事項の中で、消防から障害福祉部局への照会様式を定め、開示請求によらなくても確認ができる方法とした。なお、障害福祉部局からの回答については、「認定調査項目の6項目のいずれかに該当する者(介助がなければ避難できない者)は、〇名中〇名である」ということのみ回答することとし、個人の障害程度が特定されないことに配慮し、かつ、短期間で実行するものとした。



【障害福祉部局との連携体系】

また、消防の立入検査時に入所者の障害支援区分を確認する様式についても了解事項で定め、県内の各消防本部が同じ様式を用いて、施設関係者から入所状況の報告を受けることとした。

【認定調査項目の照会様式】

成果

用途区分の変更及びスプリンクラー設備設置対象の早期把握

了解事項を定めていたことで、用途区分の変更及びスプリンクラー設備の設置が必要となることが、早期にスムーズに把握できた事案。

当該対象物は、平成23年12月に(6)項ハ(5)(延べ面積220.68㎡)として建設され、以降、法令違反も無く、良好に運営管理されていたが、令和2年度末の立入検査において、施設関係者から提出された入所者の入所状況報告書により、障害支援区分4以上の者が8割を超えていることが判明し、用途区分が(6)項口(5)に変更となったもので、スプリンクラー設備の設置の要否を確認するため、了解事項に基づき、入所者の認定調査項目について、認定を行った二つの市町村に照会したところ、二日後には両市町村から回答があり、入所者全員が介助がなければ避難できない者に該当することが判明し、スプリンクラー設備の設置対象となった事案である。施設側からは、用途区分の変更に伴う防火管理者の選任等の必要な届出は全て提出されており、残るスプリンクラー設備の設置に向け、改善計画書が提出され、段階的に改善が図られている。

了解事項が無ければ、用途判定やスプリンクラー設備の設置の要否の判定に時間を要したことが考えられるが、今回の事案は、入所者の障害支援区分の変化に応じ、早期に施設関係者に対し適切なアプローチができたことで、関係者の改善意思を低下させることなく、段階的に改善指導が行えているものと思慮される。

特記事項

本事例のように、過去に全く消防法令違反が無くとも、入所者の障害支援区分の変更により、スプリンクラー設備未設置という重大違反対象物となる事例が今後も出てくるのが想定される。違反対象物の早期覚知と是正指導には、福祉部局といった関係機関との連携は必須であり、今後も他の機関との連携を模索するとともに、本事例が皆さまの業務の一助となれば幸いである。



本当の火災と 対峙するために ～「劇場型」から「ブラインド型」へ～



山形県 東根市消防本部

事例類型 I 実効性向上 / III 効率化

取組期間 平成30年4月から

背景

従来、事業所等で行われてきた消防訓練は「劇場型消防訓練」であり、劇場型とは事前に準備されたシナリオのもと、消火担当・避難誘導担当・通報担当が自分の役割を演じるものである。消火担当は火元近くに消火器を準備した状態で、避難誘導担当は予め出火元が決まっているため避難経路を想定しておき、避難口の近くで待機した状態で、通報担当は出火場所・初期消火状況・避難の状況等の通報内容の詳細が書かれた紙を手元に準備して訓練が始まる。火元もキッチンやボイラー室など火気があるところに限定されており毎回同じであるため、避難経路・避難口も通り一遍である。そして、火災を第一に発見したにもかかわらず消火担当が来るまで、一切消火活動を行わないなど現実とかけ離れた訓練が当たり前に行われている現状に疑問を感じた。

刻一刻と状況が変化する火災現場において、事前に準備されたシナリオ通りに動く訓練を続けていても本当の火災に適切かつ柔軟に対応できないと考え、本市消防本部では「ブラインド型消防訓練」を実施している。

内容

「ブラインド型消防訓練」とは一切のシナリオ無しに行う消防訓練である。その内容は、事前の担当の割り振りはせず、出火元も当日立ち会った消防職員がその場で決定し、参加者には一切知らせない。そして、建物内で実際に火災が発生したという想定で発煙させ訓練をスタート。訓練に参加する者には訓練のスタート時期(発煙に気付くか、自動火災報知設備が鳴動するか)だけを伝え、あとは実際の火災を想定し動いてもらう。

屋内消火栓等が設置されていれば、火元までホースを延長する。119番通報も行い通信員とリアルタイムでやり取りを行い通報訓練も実施する。避難設備が設置されていれば、避難経路に応じて避難設備も使用する。実火災が起きたことを想定し、できる限り実火災の対応に近い形で訓練をしてもらう。事業所等の関係者が火災に対して適切かつ柔軟に対応できるようになり、本当の火災と対峙できるようになることを目的としている。



成果

「ブラインド型消防訓練」を初めて行うとたくさんの失敗がある。例を挙げるならば、自動火災報知設備の受信機と警戒区域図の見方が分からず火元の特定に時間を要したり、別の避難経路があるのにも関わらず煙が蔓延している方へ避難誘導したり、直近の消火器の設置場所が分からず遠いところの消火器を取りに行ってしまうりする。しかし、この失敗も本当の火災に備えるための気づきであり、「ブラインド型消防訓練」をして初めて反省が生まれる。これまでの「劇場型消防訓練」では当然、失敗はなく訓練のための訓練でしかなかった。回数を重ねるごとに消防訓練に対する意識が変わり「自分の近くで火災が発生したらどう動くべきか。」と考える自主性が生まれ、火災に対して本気で考える関係者が増えた。関係者からは「今までの訓練は形だけで、本当に火災が起きた時に対応できなかった。」「煙のまわりが思っていた以上に早く、排煙設備の活用や、火災室の扉を閉めることの重要性が認識できた。」「自分の家でも火事になったらどうやって家族と避難するか考えるようになった。」という声が寄せられている。

「ブラインド型消防訓練」を開始した平成30年度と令和3年度における消防職員の派遣要請件数を比較すると件数は約3倍に増加している。さらに、消防訓練と共に立入検査を同日行うことにより立入検査率の向上にも繋がっている。

消防訓練における消防職員の立会いは義務ではないが、我々消防職員が直接市民に対して火災対応を指導できる絶好のチャンスである。この機会を上手く利用し、各個人宅の住宅防火についても呼びかけすることができている。

特記事項

- 消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検にあわせて訓練を実施するよう助言し、設備点検にあわせて訓練を実施することにより、設備点検業者の協力のもと屋内消火栓等を実際に使用しての訓練も実施している。
- 令和3年5月7日に行われた第44回全国消防長会東北支部消防職員意見発表会にて、同内容の意見を本市消防職員が発表し、優秀賞を受賞している。発表テーマ「火災を起こしてみませんか？」